

令和6年度

東京湾環境情報センター環境調査データ解析等業務

特記仕様書

令和6年2月

国土交通省 関東地方整備局
横浜港湾空港技術調査事務所

1. 業務概要

本業務は、東京湾の水環境改善に資することを目的とし、当事務所が管理・運営する環境データベースシステム「東京湾環境情報センター(https://www.tbeic.go.jp/)」(以下「TBEIC」という。)にて公開している東京湾環境一斉調査データの整理・解析・資料作成・登録及び管内環境調査データの整理・登録を行うものである。併せて既存データや環境データベースシステムの管理を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 業務場所

横浜市神奈川区橋本町2-1-4

国土交通省 関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所

3. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京湾環境情報センター環境調査データ解析等業務				
計画準備	計画準備	式	1	計画準備
協議・報告	事前協議	回	1	事前協議
	中間報告	回	1	中間報告
	最終報告	回	1	最終報告
環境調査データ解析等	環境調査データの分類・整理、 解析、資料作成、登録			
	環境調査データの分類・整理	項目	2	結果の整理
	環境調査データの解析(コンター図作成)	項目	1	結果の整理
	環境調査データの解析(分析・評価)	項目	1	結果の検討
	環境調査データを用いた資料作成	項目	1	資料の作成
	環境調査データの登録	項目	1	テストラン
環境データベースシステム管理	環境データベースシステム管理			
	システム管理	回	2	(ライセンス更新代含む)
	サーバー管理	回	2	
	結果の整理	項目	1	結果の整理
	旧サーバ機器等の処分	式	1	
	セキュリティ、不測の状況及び TBEIC情報更新等に係る対応	時間	56	
業務完成図書	業務完成図書作成	式	1	(公開用成果品の作成含む)

5. 支給材料、貸与物件及び提供資料

5-1 支給材料

なし

5-2 貸与物品

なし

5-3 提供資料

平成28年度	東京湾環境情報センター改良業務 報告書 一式
平成31年度	海洋短波レーダー機器更新業務 報告書一式
令和5年度	東京湾環境情報センターシステム修正設計及び環境調査データ解析等業務 報告書 一式

6. 業務仕様

6-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和5年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

6-2 一般事項

(1) システム構成等

運用中の東京湾環境情報センターの構成等は以下のとおりである。

- 1) WEB・DBサーバー、ファイアウォール、スイッチングハブ、NAS、UPS、ノートパソコン、海洋短波レーダー中央局サーバー、中央局用UPS、VPNルーター、コンソール、コンソールスイッチ等附属機器・機能を含む。
(設置場所:2. 業務場所)
- 2) ネットワーク構成図やサーバー機器、ソフトウェアの製品名等の攻撃者を利する情報については、別途提供する。

(2) データ仕様

TBEICのデータ仕様は以下のとおりである。

- 1) 実データ
 - ・ 沿岸域環境情報標準(Coastal and estuarine Markup Language:CML)
- 2) メタデータ
 - ・ 環境情報メタデータプロファイル(Oceanographic Observation Metadata Profile:OOMP)

(3) 受注者は「別添1」に示すセキュリティに関する事項並びに関係法令を遵守し、本業務を履行するものとする。

6-3 計画準備

本業務を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、システムの現状を理解した上で、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成する。

6-4 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、事前協議、中間報告1回、最終報告の計3回行うものとする。

6-5 環境調査データ解析等

6-5-1 環境調査データの分類・整理、解析、資料作成、登録

(1) 環境調査データの分類・整理

TBEICへのデータ登録及び東京湾の現況把握のためのコンター図作成に向け、当局から提供する調査データの分類・整理を行うものとし、対象データは以下を想定している。

- ・ 東京湾環境一斉調査（調査地点数実績：令和4年度約1,000地点 令和5年度約650地点）
- ・ 管内環境調査（登録件数実績：令和4年度9件 令和5年度8件）

なお、データについては、入力ミスチェック、異常値の除去等の分類を行った上で、東京湾環境一斉調査データはエクセル形式、管内環境調査データはXML形式に整理するものとする。

(2) 環境調査データの解析

- 1) 上記(1)において分類・整理した東京湾環境一斉調査データをもとに、コンター図を作成するものとする。
(海域：水温、塩分、COD、DO、透明度 陸域：水温、COD、DO)
- 2) 図化した調査結果等をもとに、湾内の水環境に関する分布傾向等について分析・評価するものとする。

(3) 環境調査データを用いた資料作成

上記(1)及び(2)を踏まえ、関係機関との調整に必要となる東京湾環境一斉調査データを用いた速報版を作成するものとする。

その後、ワークショップ他での意見を反映させた完成版を作成するものとする。

調査データの提供時期、速報版及び完成版の作成時期・内容については調査職員と協議の上決定するものとする。

(4) 環境調査データの登録

上記(1)において、分類・整理された各データについて、TBEICへの登録を行うものとする。登録時にエラーが発生した場合には、エラー内容に応じて正しいデータに補正するものとし、補正方法の詳細については調査職員と調整するものとする。

べいくりんによる水質調査データも登録するものとし、当該データについては、当局から提供するものとする。(エクセル形式を想定)

(対象調査データ：東京湾環境一斉調査、管内環境調査、べいくりん水質調査)

6-6 環境データベースシステム管理

6-6-1 環境データベースシステム管理

(1) システム管理

1) システム管理

以下に示すシステムを確実に運用するために、システム及びネットワーク接続等の管理を行うものとする。

実施時期、管理項目等詳細については調査職員と協議するものとする。

費用については、技術者による実施を2回とし、10.0日・人/回を想定しているが、増減が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

- ・ TBEIC
- ・ 海洋短波レーダーシステム(中央局)
- ・ 東京湾海況情報表示・ゴミ回収支援システム

2) ライセンス更新

下表に示すライセンスの更新を実施するものとする。

ライセンス更新料(Webサーバー更新監視ツール、ウイルス対策ソフト4個)については1年間分を受注者で調達するものとする。

管理用PC、中央局用のウイルス対策ソフトは発注者にて準備する。

ライセンス更新内容	数量		摘要
Webサーバー更新監視ツール(isAdmin)	1	台	仮想DB
ウイルス対策ソフト (Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策)	4	個	HOST、仮想WEB、 仮想DB、NAS
ウイルス対策ソフト (Trend Micro Business Security ウイルス対策)	2	個	管理用PC、中央局 (発注者にて調達)

(2) サーバー管理

TBEICのサーバーシステムが機密性・完全性・可用性を高め、且つ安定的に利用できるよう下表に示すサーバー機器等の管理を行うものとする。

実施時期、管理項目等詳細については調査職員と協議するものとする。

費用については、技術者による実施を2回とし、11.0日・人/回を想定しているが、増減が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

場所	名称	数量		用途
横浜港湾空港技術 調査事務所	物理サーバー	1	台	HOSTサーバー
	仮想サーバー			WEBサーバー
	仮想サーバー			DBサーバー
	ファイアウォール	1	台	
	UTM統合ライセンス ファイアウォール用	1	個	
	スイッチングハブ	1	台	
	NAS	1	台	
	UPS	1	台	
	ノートパソコン	1	台	管理用
	海洋短波レーダー中央局サーバー	1	台	
海洋短波レーダー中央局用UPS	1	台		

(3) 結果の整理

上記(1)(2)の管理結果について内容をとりまとめの上整理し提出するものとする。

(4) 旧サーバ機器等の処分

上記(1)(2)の1回目の管理結果をもって以下に示す旧サーバ機器等の処分を行うものとする。処分の際はサーバ機器に保存されているすべての情報を復元できないように物理的破壊を行うものとし、詳細は調査職員と協議を行うものとする。

- ・HOSTサーバ
- ・ファイアウォール
- ・スイッチングハブ
- ・NASサーバ
- ・無停電電源装置(UPS)

6-6-2 セキュリティ、不測の状況及びTBEIC情報更新等に係る対応

本業務において、セキュリティ、不測の状況(不正アクセス、システムや機器動作不良等)及びTBEIC情報更新等が生じた場合は、調査職員と連絡調整のうえ速やかに対応し、対応後、調査職員へ報告するものとする。なお、アップデート及び自家用電気工作物の定期点検による停電対応については、調査職員と調整のうえ速やかに対応し、対応後、調査職員へ報告するものとする。

この対応は毎月3時間に加え半期毎に10時間(計56時間)を想定し計上しているが、実際の対応に応じた業務料の変更は履行期間の末日までに協議を行うものとする。

7. 成果物

7-1 成果物

業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

7-2 業務完成図書

- (1) 「紙」による報告書は、製本1部とする。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は、縮小A3判折込を標準とする。
- (2) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。
- (3) 業務完成図書の提出先は、以下のとおりとする。
国土交通省 関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所
〒221-0053 横浜市神奈川区橋本町2-1-4

8. その他

- (1) 業務仕様に変更が生じた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務の保守対象に障害が発生した場合、速やかに調査職員へ報告し指示に従うものとする。
- (3) 技術提案
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。
- (4) 配置技術者の確認について
 - 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

- ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。
- (5) 技術指導者について
 - 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
 - ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回/週程度)。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
 - ② 特記仕様書に記載された、発注者で行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
 - ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。なお、その際、各書類に記名(署名または捺印を含む)するものとする。
 - 2) 技術指導者は、業務実績情報システム(テクリス)に担当技術者として登録するものとする。
- (6) 契約内容の変更手続きについて
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
 - (7) 設計変更等について
設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。
 - (8) 公開用成果品の作成
本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめることとする。
 - (9) 業務品質確保調整会議について
本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を原則とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。
会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。
 - (10) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以上

セキュリティについて

第1条 機密保持の厳守

受注者は業務上知り得た機密情報を、業務遂行のため知る必要のある自社職員、契約者、再委託者および発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、自社職員、契約者、再委託者に機密保持を遵守させるものとする。

第2条 ポリシーの遵守

受注者は、発注者の「国土交通省情報セキュリティポリシー」、「港湾WAN情報セキュリティポリシー実施手順書」並びに自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。なお、発注者の保有する情報セキュリティポリシーに関する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

第3条 閲覧資料等の取り扱い

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシーに関する資料を閲覧する場合は、予め調査職員の承諾を得るものとする。なお、閲覧場所は発注者庁舎内の指定された場所とする。

第4条 業務文書の取り交わし

業務文書の取り交わしについては、原則として調査職員に直接手渡すものとし、それによりがたい場合は以下のとおりとする。

- ①情報セキュリティに係る文書を電子メールで送信、或いは電子媒体で移送する場合は、暗号化又はパスワードを付す等必要なセキュリティ対策を施すものとする。
- ②電子メールで取り交わしを行う文書のパスワードは、電子メール以外の方法で伝達するものとする。

第5条 システム監査

本業務の遂行上での情報セキュリティ対策について、発注者がシステム監査を行う場合には、受注者はこれに応じなければならない。

第6条 再委託

- ①受注者は、業務に際し、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、調査職員に再委託を行う旨を報告するとともに、再委託の内容、再委託先、業務実施技術者名、経歴、資格等を記載した書面を提出するものとする。
- ②再委託先との契約内容に、発注者の情報セキュリティポリシーの遵守を義務付けるとともに、受注者の社内規定及び情報セキュリティポリシー、再委託先の社内規定及び情報セキュリティポリシーを遵守する内容を盛り込み契約するものとする。

第7条 損害賠償責任

受注者の責により、コンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用を持って原状回復を行うこと。なお、損害賠償の範囲については調査職員と協議して定めるものとする。